

栃木県地域企業事業継続支援金【10月分】のご案内

栃木県版まん延防止等重点措置（令和3年10月1日(金)～14日(木)）に伴う飲食店の営業時間短縮（足利市、栃木市、佐野市、小山市）の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対し、事業継続支援金を支給します。



支給限度額 ※1事業者1回限り

中小法人等

20万円

個人事業者等

10万円

支 給 額

支給額 = 基準月の売上高 - 対象月の売上高

対象月：令和3年10月

基準月：前年又は前々年の10月のうち、対象月と比較して売上高が30%以上50%未満減少している任意の月



支給要件 ※次の全てに該当すること

- 営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に伴う協力金の支給対象である飲食店と直接又は間接の反復継続した取引があること
- 栃木県内に主たる事業所を有していること
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 令和3年10月の売上高が、前年同月比又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- 今後も事業を継続する意思があること

裏面の
「支給対象となり得る
事業者の考え方」
もご覧ください

特例措置・
不支給要件

※ 事業承継や新規開業等の特例措置があります。詳細は、申請要領をご確認ください。

※ 栃木県版まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮（足利市、栃木市、佐野市、小山市）の要請に伴う協力金や、国の月次支援金の支給対象となる事業者は、本事業継続支援金の対象外です。

※ その他の不支給要件については、申請要領をご確認ください。

申請期間

令和3年11月1日(月)～令和4年1月14日(金)

郵送又はインターネットにより申請してください

申請先

お問合せ先

※ <切り取って宛名シートとしてご活用ください> *

〒320-0075

栃木県宇都宮市宝木本町1141

栃木県地域企業事業継続支援金
【10月分】 受付事務局 行

栃木県地域企業事業継続支援金サポートセンター

028-612-5530

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日除く）

栃木県地域企業事業継続支援金

検索

申請書類、申請方法等については、次に掲載していますので、ご確認ください。
<https://www.tochigi-jigyoukeizoku-shienkin.jp/>



支給対象となり得る事業者の考え方

営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に伴う影響

1

対象飲食店※に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が10月に営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に伴い営業時間短縮したことにより、10月に**対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少**したことによる影響

2

対象飲食店※に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して反復継続して販売・提供してきたが、1の影響により、10月における**自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少**したことによる影響

※営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）を受け、営業時間短縮を実施している飲食店

支給対象の判断フローチャート

営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に伴う協力金の支給対象である飲食店と直接又は間接の取引があるか？

はい
取引は反復継続か？

はい

対象となり得ます

いいえ

いいえ

対象外

支給対象となり得る事業者の具体例

対象外

営業時間短縮要請（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に伴う協力金の支給対象である飲食店

食品加工・製造業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等